

「土壌環境保全士」登録更新受付（平成 27 年度 1 回目）のご案内

一般社団法人 土壌環境センター

1. はじめに

「土壌環境保全士」資格は、資格取得時の能力の維持・向上をはかるため、3 年ごとに登録更新が必要です。これまでは資格を引続き保持することを希望される方は、全ての方が「土壌環境保全士リフレッシュ講習会」を受講する必要がありました。

平成 27 年度からは、リフレッシュ講習会の受講以外に、新たに「レポート等提出による登録更新申請制度」を設けることとなりました。したがって、平成 27 年度からは資格を引続き保持することを希望される方は、①リフレッシュ講習会の受講、または、②レポート等提出による登録更新申請のいずれかの方法を選択することが可能となります。

①リフレッシュ講習会の受講を希望される方は、従来どおり 1 日間のリフレッシュ講習を受講していただければ、登録の有効期間が有効期限の翌日から 3 年間延長されます。また、②レポート等提出による登録更新申請を希望される方は、「普通救命講習または上級救命講習の修了証のコピー」および、「センターが指定するテーマに基づくレポート」をセンターに提出していただければ、登録の有効期間が同様に延長されます。

2. 登録更新手続きの流れ

①リフレッシュ講習会の受講、または、②レポート等提出による登録更新申請までの手続きは以下に示すとおりです。

『「土壌環境保全士」登録更新受付のご案内』の公示【センターHPに掲載】

(案内の掲示期間：平成27年2月2日～4月22日)

『「土壌環境保全士」登録更新受付開始のご案内』の公示【センターHPに掲載】

(受付期間：平成27年4月22日～5月22日)

①リフレッシュ講習会の受講、または、②レポート等提出による登録更新申請の選択

①リフレッシュ講習会の受講を
希望する場合

リフレッシュ講習受講申込み受付
(募集期間：平成27年4月22日～5月22日)

入金確認後、E-Mailで受講証の送付
(講習会前約2週間)

リフレッシュ講習の受講(1日)
(講習終了後、認定証カード配布)

有資格者HP更新登録

②レポート等提出による登録更新申請を
希望する場合

レポート等提出による登録更新申請受付
(受付期間：平成27年4月22日～5月22日)

レポート等提出による登録更新申請書類の提出
(受付期間：平成27年4月22日～5月22日)

申請内容の審査

【更新要件を満足していた場合】

認定証カード送付
有資格者HP更新登録

※) 保全士資格有効期限は、3月31日、7月31日、11月30日の毎年3種類の期限があります。

3. 対象者

以下の認定証登録番号の方が対象となります。

- ・第8回土壌環境保全士合格者（認定証登録番号 474～541の方）
 - ・第17回土壌環境保全士合格者（認定証登録番号 1054～1120の方）
 - ・第25回土壌環境保全士合格者（認定証登録番号 1708～1817の方）
 - ・認定証登録番号 341～473、922～1053、1609～1707、2166～2218の内、資格停止中の方
 - ・海外勤務、産休等の理由で登録更新を行えない旨、事前に届出のあった方
- (注) 上記登録番号以外の方は、申込みできません。

資格停止中の方は、当ホームセンターホームページで確認できます。

4. 「リフレッシュ講習会の受講」を希望される方へ

「リフレッシュ講習会の受講」を希望される方は、平成27年4月22日～5月22日の間にセンターホームページに公示されます『「土壌環境保全士」資格更新受付開始のご案内』で、【講習会受講希望】ボタンをクリックして「リフレッシュ講習会の受講」を選択してください。

【講習会受講希望】ボタンをクリックすると、『第35回「土壌環境保全士」リフレッシュ講習会受講案内画面』に移動します。

以降の手続きは、従来の「リフレッシュ講習会の受講申込み」手続きと変更はございません。

【受講申込みフォーム】ボタンをクリックすると『第35回「土壌環境保全士」リフレッシュ講習会 申込ログイン画面』になりますので案内に従って、受講申込みを行い、リフレッシュ講習を受講してください。

(1) 主催

一般社団法人 土壌環境センター

(2) 講習開催日・場所

講習開催日 : 平成27年6月23日(火) (1日間)

講習場所 : 飯田橋レインボービル 7階 大会議室

住所・連絡等 : 東京都新宿区市谷船河原町11番地 TEL. 03-3260-4791

<http://www.ienohikariss.co.jp/bld/>

JR 飯田橋駅西口から 徒歩5分

地下鉄 有楽町線、南北線飯田橋駅から 徒歩5分

地下鉄 東西線、都営大江戸線飯田橋駅から 徒歩7分 (地下鉄出口は、B3 神楽坂下)

(3) 受講募集予定数

150名

(4) 受講募集期間

平成 27 年 4 月 22 日（水）～5 月 22 日（金）

募集期間内であっても、申し込み者数が受講定員数に達した場合は、募集受付を終了いたします。

(5) 受講料等

受講料 10,280 円（消費税込み、リフレッシュ講習会資料代を含みます。）

※希望者のみ：本講習用テキスト（最新版）代 5,140 円（消費税込み）

リフレッシュ講習では直接使用しませんが、最新の「本講習会用テキスト（平成 27 年 2 月版）」を、希望者に別途 5,140 円にて再配布いたします。

5. 「レポート等の提出による登録更新申請」を希望させる方へ

「レポート等の提出による登録更新申請」を希望される方は、平成 27 年 4 月 22 日～5 月 22 日の間にセンターホームページに公示されます『「土壌環境保全士」登録更新受付開始のご案内』で、【レポート提出希望】 ボタンをクリックして「レポート等の提出による登録更新申請」を選択してください。

【レポート提出希望】 ボタンをクリックすると『第 1 回「土壌環境保全士」レポート等提出による登録更新申請 申込ログイン画面』に移動しますので案内に従って、レポート等の提出による登録更新申請の申込みを行い、レポート等の提出を行ってください。

「レポート等提出による登録更新申請受付期間」と「レポート等提出による登録更新申請書類の提出受付期間」は、同期間となっております。「レポート等の提出による登録更新申請」には、下記に示します登録更新申請書類の提出が必要となりますので、申請受付時には予め準備をしておいてください。

(1) 提出する登録更新申請書類

下記の 2 種類の書類をセンターに提出するものとします。

① 「土壌環境保全士」レポート等提出による登録更新申請指示書（レポート等提出による登録更新申請受付時に自動返信された E-Mail をプリントアウトしたもの）

- ・ 申請費用の振込控えのコピーを貼付してください。
- ・ 普通救命講習または上級救命講習の修了証（保全士資格有効期限日の 3 年以内に交付されたもの）のコピーを貼付してください。

② センターが指定するテーマに基づくレポート

・ 平成 27 年度のレポートのテーマ：

- 1) 経験した土壌・地下水汚染の調査・対策に係る業務の概要・時期について記述してください。
- 2) 土壌環境保全士の観点から、その業務を行う上での問題点や課題について、箇条書きで 1～2 項目記述してください。

- 3) その問題点や課題をどのように解決したかを、問題点や課題ごとに、同じく箇条書きで記述してください。
 - 4) その解決策を選んだ理由と、その解決策でよいと判断した理由を問題点や課題ごとに、同じく箇条書きで記述してください。
- ・レポートは、800字以上1,200字以内にまとめてください。

※) レポート用紙はセンターホームページ>土壤環境保全士>「土壤環境保全士」登録制度についての画面の【様式第14】をダウンロードしてお使いください。

※) 土壤環境保全士としてふさわしくない内容の場合、または、盗用等の疑いがある場合は、レポートの再提出を求めることがあります。

(2) 書類提出先、提出期限

① 提出先：

(一社)土壤環境センター 資格制度事務局
〒102-0083 東京都千代田区麹町4丁目5番地 KSビル3階
TEL 03-5215-5955 FAX 03-5215-5954

② 提出期限：

レポート提出による登録更新受付開始から受付期間1ヶ月の間に郵送されたもので、平成27年5月22日までの消印があるものが有効です。

(3) レポート等提出による登録更新申請受付期間

平成27年4月22日(水)～5月22日(金)

(4) レポート等提出による登録更新申請書類の提出受付期間

平成27年4月22日(水)～5月22日(金)

(5) レポート等提出による登録更新申請費用等

申請費用 10,280円(消費税込み、リフレッシュ講習会資料代を含みます。)

※希望者のみ：本講習用テキスト(最新版)代5,140円(消費税込み)

最新の「本講習会用テキスト(平成25年2月版)」を、希望者に別途5,140円にて再配布いたします。

6. 今回登録更新ができない場合

- (1) 「土壤環境保全士」資格の有効期間は3年間となっております。登録更新には①土壤環境保全士リフレッシュ講習の受講、または、②レポート等の提出による登録更新申請が必要となります。資格の有効期限内に登録更新をしないと、資格が停止します。

- (2) 資格停止になってから、引続き 2 回の登録更新（3 回/年実施：①土壌環境保全士リフレッシュ講習の受講、または、②レポート等の提出による登録更新申請）を行わなかった場合は「土壌環境保全士」の資格は失効となります。再び、資格を取得するためには、土壌環境保全士講習（全日程）の受講及び認定試験の合格が必要になります。
- (3) 資格停止中に登録更新を行えば、再び資格は有効となります。
- (4) 登録更新の案内につきましては、ホームページ掲載及び各有資格者へメールでご連絡致します。

7. 問い合わせ先

(一社)土壌環境センター 資格制度事務局

〒102-0083 東京都千代田区麹町4丁目5番地 KSビル3階

TEL 03-5215-5955 FAX 03-5215-5954